

お知らせ

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一つとして、今年度から新たに「木造住宅耐震改修補助事業」を創設しました。

これは、耐震改修に係る工事費90万円を補助対象上限額として、うち3分の2にあたる60万円を限度に町が助成する制度です。また、平成17年度から無料で実施している「木造住宅耐震診断」は、引き続き30戸の調査を予定していますが、申し込みが予定数を超えた場合は、住宅の立地場所や緊急性等を考慮し、選考のうえ来年度の調査にさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

○耐震改修

■対象／ 次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。

- ・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1・0未満のもの
- ・耐震改修工事により上部構造

造評点が0・7以上に向上するもの

・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの

・町税を滞納していない者

■申請方法

次の書類と印鑑を持参し、総務課（大島庁舎）で手続きしてください。

・対象住宅の固定資産評価証明書

・耐震診断結果報告書

・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書

・改修工事費の見積書、内訳書

○耐震診断

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。

- ・一戸建て木造住宅で、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法で建築されたもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）で現に居住しているもの
- ・3階建て以下のもの

■申込方法

今月回覧した申込書に必要な書類を添えて役場総務課（大島庁舎）または各総合支所、出張所に提出

■募集期間

6月16日(月)～7月31日(木)

■問い合わせ／総務課

☎74・1000

住宅用火災警報器の設置について

消防法等の改正により、住宅用火災警報器（火災警報器など）を、既存住宅については平成23年6月1日までに設置することが義務づけられました。（新築についてはすでに義務化）火災警報器は、家電販売店などで購入できます。個

人負担となりますが、大切な命を守るためにも早期設置をお願いいたします。なお、消防署や町役場が直接販売することはありません。悪質な訪問販売には注意してください。

■問い合わせ／総務課

☎74・1000

の縦覧を行います。なお、縦覧期間中に限り、県知事に意見書を提出することができます。

■縦覧期間

6月18日(水)～7月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所

町建設課、県都市計画課

■主な変更内容／区域の変更

■問い合わせ／町建設課

☎79・1005
県都市計画課
☎083(933) 3725

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。外国人労働者受入れの基本方針

「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとし、いわゆる単純労働者の受入れについては、日本の経済社会等に多大な影響を及ぼすことが予想されること等から十分慎重に対応することが不可欠である」とされています。

外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。

◎外国人の方は、「出入国管理及び難民認定法」で定められている在留資格の範囲内において、日本国内での活動が認められています。現在在留資格は27種類ありますが、就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

(1) 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格(17種類)

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業、技能

(2) 原則として就労が認められない在留資格(6種類)

文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在(「留学」、「就学」、および「家族滞在」については、地方入国管理局で資格外活動の許可を受ければ、その範囲内で就労可能)

(3) 就学活動に制限がない在留資格(4種類)

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
詳しいことは、柳井公共職業安定所(☎0820-22-2661)へお問い合わせください。